

愛媛県立医療技術大学図書館個室ブース及びラーニングコモンズ利用要領

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、愛媛県立医療技術大学図書館利用規程（平成22年規程第67号。以下「利用規程」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、愛媛県立医療技術大学図書館（以下「図書館」という。）の、個室ブース及びラーニングコモンズの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 個室ブース及びラーニングコモンズの利用時間は、利用規程第 3 条に定める図書館の開館時間内とする。

(利用者の範囲)

第 3 個室ブース及びラーニングコモンズを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 個室ブース 本学教職員（利用規程第 6 条第 1 項第 1 号に規定する利用者。以下同じ。）及び本学学生（同第 2 号に規定する利用者。以下同じ。）
- (2) ラーニングコモンズ 本学教職員、本学学生及び学外者（利用規程第 6 条第 1 項第 3 号に規定する利用者。以下同じ。）ただし学外者は教職員とともに利用しなければならない。

(利用申請)

第 4 利用者が、研究・教育のために個室ブース及びラーニングコモンズの利用を希望する場合は、「個室ブース・ラーニングコモンズ利用申込書」（別紙様式）に必要事項を記入の上、利用を申し込まなければならない。

(利用上の注意)

第 5 利用者は、個室ブース及びラーニングコモンズの利用に際して、次の各号を守らなければならない。

- (1) 施設及び設備を汚損及び破損しないこと。
- (2) 飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 雑談、談笑に使用しないこと。
- (4) 利用が終わったら、速やかに係員に知らせること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

附 則

この要領は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式 (第4 関係))

個室ブース

利用申込書

ラーニングコモンズ

(太線枠内を記入してください)

愛媛県立医療技術大学図書館長 様

		年	月	日
氏名				
所属				

研究、教育のため、下記のとおり図書館内施設の利用を申し込みます。

施設名	1 個室ブース	2 ラーニングコモンズ
利用日時	年 月 日	時 分 ~ 時 分
利用人数	人	
備考		